

みやぎ県南中核病院までの タクシー料金を「半額」を助成します

■助成対象

- ・村田町では、**令和5年4月1日**から、中核病院へ通院または入院する際に利用するタクシー料金の半額（上限2,500円）を助成する制度（登録制）をスタートします。

通常のタクシーなので
自宅から乗車できます！

ご利用には、
利用者登録が必要です。

乗りたいときに
いつでも利用できます。

■対象者

- ・村田町民（村田町に住民登録がある方）
- ・中核病院へ通院又は入院する方で、指定事業者運行のタクシーを利用される方。
※1人で乗降が可能な方又は介助者が同行できる方とします。

■登録方法

- ・ご利用には、**事前に利用者登録が必要です。**※令和5年3月27日から受付開始
- ・申請書は、まちづくり振興課、沼辺支所、菅生出張所へ用意していますので、以下の書類をご持参の上まちづくり振興課（役場本庁舎2階）へお越しください。

- ① 中核病院の診察券
- ② 中核病院への通院等を証明する書類の写し
（中核病院の6か月以内の領収書や受付票など。附属村田診療所は対象外です。）
- ③ 住所を証明する本人確認できる書類の写し
（マイナンバーカード・住所記載の保険証、運転免許証、住民票の写しなど）

■利用条件（裏面も参照してください。）

- ・村田町が指定する下記の指定業者が運行するタクシーを利用すること。
- ・村田町内区域と中核病院間を発着するタクシーであること。
- ・登録カードを当該タクシーの乗務員に提示すること。
- ・指定事業者の営業時間内の乗車であること。
- ・通院又は入院を利用目的とし、遊興等の目的でないこと。



■指定事業者

【半額対象になる指定事業者(タクシー業者)】

- ・有限会社相山タクシー 0224-83-2040
- ・有限会社エムテック交通 0224-83-2207

■助成金額

- ・助成金額は、タクシー料金の半額です。（100円未満切り捨て）
- ・助成上限金額は、2,500円です。

■利用方法

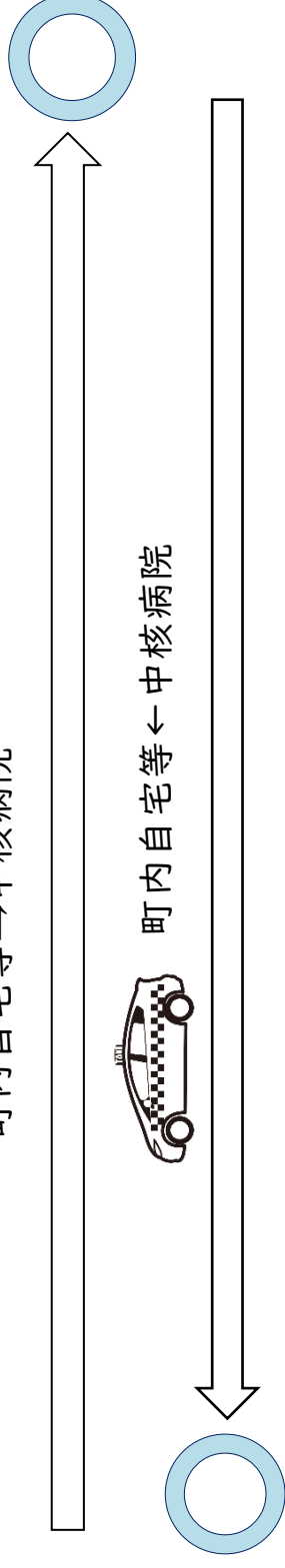
- ・利用者は、タクシー料金支払いの際に助成後の金額を支払います。
- ・利用者に代わり指定事業者が助成金申請等の手続きを行いますので、利用者個人の助成金交付申請等の手続きは不要です。

お問い合わせ

村田町役場 まちづくり振興課 政策推進班 電話：0224-83-2113

村田町内区域と中核病院間を発着するタクシーの利用について

町内自宅等→中核病院



町内自宅等←中核病院



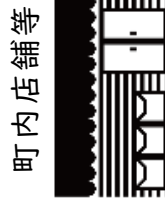
町内自宅等→中核附属村田診療所



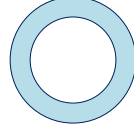
中核附属村田診療所→中核病院



町内自宅等←町内店舗等



町内店舗等←中核病院



※町内店舗等で一時下車する場合は、同じタクシーを利用する場合でも一旦精算となります。



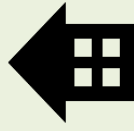
町内自宅等←町外店舗等

町外店舗等

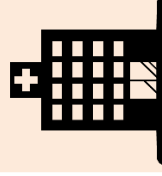


町外店舗等←中核病院

※町外店舗等で一時下車する場合は、同じタクシーを利用した場合でも該当なりません。



自宅など
(村田町内)



中核病院
(大河南町)